

**「富士河口湖オートジャンボリー」会場周辺にて特別街頭検査を実施
— 不正改造車2台に対し、山梨運輸支局より整備命令書を交付 —**

自動車技術総合機構関東検査部山梨事務所は、関東運輸局山梨運輸支局及び山梨県警察と連携し、「富士河口湖オートジャンボリー」会場周辺に集まる**不正改造車を排除**するため、**特別街頭検査を実施**しました。

その結果、**17台の車両を検査**し、違法な灯火器の取り付け、騒音基準を満たさないマフラーの取付け等の**不正改造があった2台**に対し、道路運送車両法に基づき、同支局より**整備命令書**を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時：令和3年6月20日(日)9:00 ~ 11:00

◎実施場所：山梨県富士吉田市松山5579番地83
中央自動車道 富士吉田インターチェンジ料金所駐車場

◎検査車両台数：17台

◎整備命令書交付台数：2台(内訳:四輪車0台、二輪車2台)

お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347

中央自動車道 富士吉田インターチェンジ料金所駐車場

